

島根原子力発電所第2号機 要目表4点セット差異リスト(工事計画:放射線管理施設)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
1	NS2-本-007-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置(本文)	P.6-1-5	先行審査プラントでは、耐圧強化ベント系放射線モニタの記載があるが、島根2号機には記載がない。	島根2号機は耐圧強化ベントを自主対策設備としていないことから記載していない。	
2	NS2-本-007-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置(本文)	P.6-1-7,11	可搬式エリア放射線モニタ及び移動式周辺モニタリング設備について、女川2号では、系統名、溢水防護上の区画番号、溢水防護上の配慮が必要な高さの記載があるが、島根2号機には記載がない。	島根2号機では、可搬設備に対しては記載しないことでグラントルールで統一しているため。	
3	NS2-本-007-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置(本文)	P.6-1-7,11	柏崎7号では警報動作範囲について記載があるが、島根2号機には記載がない。	重大事故等対処設備については、重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり計測する設計とすること及び技術基準規則の要求に該当しないことから警報装置を設ける必要はないため、「ー」としている。	
4	NS2-本-007-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置(本文)	P.6-1-11	女川2号では構内ダストモニタについて記載があるが、島根2号機には記載がない。	今回の申請対象設備でないため、記載していない。なお、女川2号は記載の適正化のため記載がある。	
5	NS2-本-007-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置(本文)	P.6-1-11	先行審査プラントでは放射能観測車搭載機器について記載があるが、島根2号機には記載がない。	今回の申請対象設備でないため、記載していない。なお、先行プラントは記載の適正化のため記載がある。	
6	NS2-添 1-015-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置(添付書類)	第7-1-2-1図	先行審査プラントでは可搬式エリア放射線モニタ及び移動式周辺モニタリング設備の構造図を付けているが、島根2号機にはない。	主要寸法がない設備であるため、記載していない。また、要目表の内容及び説明書で説明していることから個別の構造図は付けていない。(工認構造図提出パターンまとめ表のとおり)	
7	NS2-添 1-015-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち放射線管理用計測装置(添付書類)	第7-1-2-1図	女川2号ではモニタリングポストの取付箇所を明示した図面を付けているが、島根2号機にはない。	島根2号機では仕様変更はないため、図面は付けていない。	
8	NS2-本-007-02	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち換気設備(廃棄物処理建物空調換気系)(本文)	ー	島根2号機は廃棄物処理建物空調換気系の排気処理装置(フィルタ)を申請しているが、先行プラントでは申請していない。	島根2号機ではBクラス柔構造設計であり、耐震バックフィット対象設備となるため申請している。	
9	NS2-本-007-03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち換気設備(中央制御室空調換気系)(本文)	P.6-1-14	常設設備を使用する先行プラントと比較すると島根2号機だけ変更後に記載がある。	変更後に記載している「外気取入口～中央制御室非常用再循環処理装置フィルタ入口ライン分岐部」はSA時に外気取込運用を行うため、今回SA主配管として申請している。注記*3, 4はこれに伴う島根2号機特有の記載	
10	NS2-本-007-03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち換気設備(中央制御室空調換気系)(本文)	P.6-1-19～24	中央制御室送風機、中央制御室非常用再循環送風機、中央制御室非常用再循環処理装置フィルタそれぞれの吸込口径、吐出口径の注記に「内面の寸法を示す」という先行プラントに無い記載がある。	吸込口径、吐出口径として記載した値が外面側の寸法か、内面側の寸法かを明確にするために記載	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
11	NS2-本-007-03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち換気設備(中央制御室空調換気系)(本文)	P.6-1-20,22	設計上の空気の流入率について、注記で「重大事故等時は正圧管理」とあるが、先行プラントにはない。	島根2号機はSA時に外気を取り込み正圧化管理する運用であるため記載	
12	NS2-本-007-03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち換気設備(中央制御室空調換気系)(本文)	P.6-1-23	中央制御室非常用再循環処理装置フィルタの吐出口径に「(2個)」と記載がある。	中央制御室非常用再循環送風機へつながる吐出口が2箇所あるため、その旨を表現するために記載している。	
13	NS2-本-007-04	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち換気設備(中央制御室空気供給系)(本文)	P.6-1-25	保管場所①、②という記載がある。	島根2号機は屋内保管の可搬設備についても、分散保管する運用としていることから、保管場所が2箇所あることを示している。	
14	NS2-本-007-05	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち換気設備(緊急時対策所換気空調系)(本文)	P.6-1-28	胴部厚さと底部厚さが2つ記載されている。	当該ポンベの納入時期にポンベメーカーで寸法管理が改定されており、寸法管理の改定前後のポンベを納入しているため、併記している。	
15	NS2-本-007-05	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち換気設備(緊急時対策所換気空調系)(本文)	P.6-1-33	吸込口径、吐出口径の注記に「内面の寸法を示す」という先行プラントに無い記載がある。	吸込口径、吐出口径として記載した値が外面側の寸法か、内面側の寸法かを明確にするために記載	
16	NS2-本-007-06	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設のうち生体遮蔽装置(本文)	P.6-1-42	屋外配管ダクトに設置する補助遮蔽について、先行審査プラントでは記載がないが、島根2号機は記載している。	島根2号機では、管理区域である既設の屋外配管ダクト(ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)に今回新設するB-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽及びトレンチを接続することから、この境界を新たに補助遮蔽として設定するため。	
17	NS2-本-007-A	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 放射線管理施設(設備リスト)	P.6-2-26	可搬式モニタリングポストについて、女川では重大事故等対処設備の設備分類を「可搬/緩和、可搬/その他」としているが、島根2号機は「可搬/その他」としている。	島根2号機は、監視測定設備で使用する可搬式モニタリングポストの設備分類を記載している。	